

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	7.2E+0				1.6E+1		7.8E+2	806.3
2	アクリルアミド	3.0E-1						2.6E-2	0.3
3	アクリル酸エチル	9.5E+0						1.9E+2	200.5
4	アクリル酸及びその水溶性塩	1.1E+1						3.3E-2	11.1
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							1.9E+2	190.9
6	アクリル酸-2-ヒドロキシエチル	6.2E-3						3.3E-4	0.0
7	アクリル酸n-ブチル	4.5E+1						7.3E-2	45.0
8	アクリル酸メチル	1.1E-2						1.9E+2	190.9
9	アクリロニトリル	9.9E-1						9.1E+1	91.7
10	アクロレイン		2.9E+3					3.5E+2	3,248.7
11	アジ化ナトリウム	6.4E-2							0.1
12	アセトアルデヒド	3.7E-1	1.8E+4					2.2E+3	20,640.0
13	アセトニトリル	5.3E+1						8.4E+0	60.9
14	アセトンシアノヒドリン								
15	アセナフテン								
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	4.7E-3							0.0
17	o-アニシジン								
18	アニリン	4.1E-2						4.1E-3	0.0
19	1-アミノ-9,10-アントラキノン								
20	2-アミノエタノール	2.1E+2			4.4E+4			2.1E+4	64,598.3
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					5.0E+0	4.7E+1		51.7
23	p-アミノフェノール								
24	m-アミノフェノール								
25	メトリブジン								
26	3-アミノ-1-プロペン								

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬	農業用以外殺虫剤	その他	
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							2.0E+0	2.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	1.5E+3			8.3E+4			1.3E+4	98,087.2
31	アンチモン及びその化合物	1.7E+1						6.9E+1	85.3
32	アントラセン	1.5E-4							0.0
33	石綿								
34	IPDI	5.8E-1							0.6
35	イソブチルアルデヒド								
36	イソブレン							2.6E+3	2,551.6
37	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	1.0E-2						8.9E-1	0.9
38	2,2'-[イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール								
39	フェナミホス								
40	ビフェナゼート					2.0E+1			20.0
41	フルトラニル					1.4E+2			142.0
42	2-イミダゾリジンチオン	1.6E+0							1.6
43	イミノクタジン								
44	インジウム及びその化合物	1.7E-4						7.6E-2	0.1
45	エタンチオール								
46	キザロホップエチル								
47	ブタミホス					6.2E+1			62.0
48	EPN								
49	ベンディメタリン					1.4E+2			142.2
50	モリネート								
51	2-エチルヘキサン酸	4.2E+1						4.6E-1	42.8
52	アラニカルブ					4.1E+3			4,080.0

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
53	エチルベンゼン	5.0E+4	4.6E+4	8.7E+4				5.1E+3	188,075.0
54	ホスチオゼート					6.6E+1			66.0
55	エチレンイミン								
56	エチレンオキシド	3.1E+2						5.9E+1	373.0
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	6.7E+2						6.8E-2	671.2
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	3.4E+1						1.1E-1	34.6
59	エチレンジアミン	2.5E-2						6.4E-4	0.0
60	エチレンジアミン四酢酸	5.4E-1			2.6E+1			3.6E+1	62.9
61	マンネブ					1.2E+3			1,200.0
62	マンコゼブ(マンゼブ)					2.4E+5			240,360.0
63	ジクアトジプロミド(ジクワット)					6.2E+2			616.0
64	エトフェンプロックス					4.8E+2	6.3E+1		544.7
65	エピクロロヒドリン	2.8E-2							0.0
66	1,2-エポキシブタン	3.4E+0							3.4
67	2,3-エポキシ-1-プロパノール								
68	1,2-エポキシプロパン	1.7E-2							0.0
69	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル								
70	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物					7.7E+0			7.7
71	塩化第二鉄	2.3E-1							0.2
72	塩化パラフィン(C:10-13及びその混合物)								
73	1-オクタノール	5.6E-2						6.8E-5	0.1
74	p-オクチルフェノール	1.0E-1							0.1
75	カドミウム及びその化合物	7.4E-3						3.0E+1	29.5
76	ε-カプロラクタム	1.1E+0						1.2E+0	2.3
77	カルシウムシアナミド								
78	2,4-キシレノール								

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬	農業用以外殺虫剤	その他	
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	6.3E+4	1.6E+5	1.7E+5				1.1E+5	512,859.5
81	キノリン	4.2E-5							0.0
82	銀及びその水溶性化合物	1.1E+1						2.0E+1	31.3
83	クメン	7.4E+2	6.4E+2					2.7E+1	1,401.1
84	グリオキサール	2.3E-2						2.0E-3	0.0
85	グルタルアルデヒド	7.1E+0						3.6E-2	7.1
86	クレゾール	2.9E+0						6.9E+1	72.3
87	クロム及び3価クロム化合物	2.9E+0						8.0E+1	83.3
88	6価クロム化合物	1.4E+0							1.4
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					2.9E+2			289.0
91	シアナジン					4.0E+0			4.0
92	トルフェンピラド					4.1E+2			405.0
93	メトラクロール					1.9E+3			1,947.0
94	クロロエチレン(塩化ビニル)							4.9E-1	0.5
95	フルアジナム					7.5E+2			746.5
96	ジフェノコナゾール					3.1E+1			31.4
97	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン								
98	クロロ酢酸								
99	クロロ酢酸エチル								
100	ブレチラクロール					6.6E+1			65.5
101	アラクロール					4.3E+1			43.0
102	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン								
103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)							3.6E+3	3,592.4
104	クロロジフルオロメタン(HCFC-22)							1.1E+4	10,975.2

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HCFC-124)								
106	クロロトリフルオロエタン (HCFC-133)								
107	クロロトリフルオロメタン (CFC-13)								
108	メコプロップ					2.7E+2			269.8
109	o-クロロトルエン								
110	p-クロロトルエン								
111	2-クロロ-4-ニトロアニリン								
112	2-クロロニトロベンゼン								
113	シマジン (CAT)								
114	インダノファン					8.4E+1			84.0
115	フェントラザミド					6.3E+2			633.2
116	ヘキシチアゾクス								
117	テブコナゾール					1.5E+3	3.9E+0		1,463.3
118	ミクロブタニル								
119	フェンブコナゾール								
120	o-クロロフェノール								
121	p-クロロフェノール								
122	2-クロロプロピオン酸								
123	3-クロロプロペン (塩化アリル)								
124	クミルロン								
125	クロロベンゼン	2.3E+2						8.0E+1	312.8
126	クロロペンタフルオロエタン (CFC-115)								
127	クロロホルム	8.5E+1						8.2E+2	904.8
128	クロロメタン (塩化メチル)								
129	4-クロロ-3-メチルフェノール								
130	MCP (MCPA)								

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン								
132	コバルト及びその化合物	2.3E+1						1.0E+2	124.7
133	酢酸2-エトキシエチル	5.8E+2						4.8E-3	575.4
134	酢酸ビニル	6.7E+2						1.7E+2	838.1
135	酢酸2-メトキシエチル								
136	サリチルアルデヒド								
137	シアナミド					7.2E+1			72.0
138	ジクロシメット								
139	トラロメトリン					4.2E+0	3.1E+0		7.3
140	フェンプロバトリン					3.4E+2	2.5E+0		337.5
141	シモキサニル					9.0E+1			90.0
142	2,4-ジアミノアニソール								
143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル								
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸 塩を除く。)	1.8E+1						1.2E+2	135.0
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール								
146	ピリモホスメチル								
147	チオベンカルブ								
148	カフェンストロール					1.8E+2			176.0
149	四塩化炭素	5.4E-2							0.1
150	1,4-ジオキサン	2.4E+1						2.4E+1	48.5
151	1,3-ジオキサラン								
152	カルタップ					5.8E+2			578.5
153	テトラメトリン						4.2E+2		416.8
154	シクロヘキシルアミン								
155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	1.8E+0						2.5E+0	4.2
156	ジクロロアニリン								

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
157	1,2-ジクロロエタン	2.0E+1						4.6E-1	20.9
158	1,1-ジクロロエチレン(塩化ビニリデン)								
159	cis-1,2-ジクロロエチレン								
160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメ タン	6.5E-1							0.7
161	ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)							4.7E+3	4,748.7
162	プロピザミド					1.4E+2			144.0
163	ジクロロテトラフルオロエタン(CFC- 114)								
164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン (HCFC-123)							5.2E+2	519.2
165	2,4-ジクロロトルエン								
166	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン								
167	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン								
168	イプロジオン					5.9E+2			585.0
169	ジウロン	3.5E-1				3.3E+2		9.5E-2	330.4
170	テトラコナゾール					1.0E-2			0.0
171	プロピコナゾール					2.9E+1		2.5E+1	53.7
172	オキサジクロメホン					1.2E+2			120.0
173	ピンクロゾリン								
174	リニュロン					2.4E+2			240.0
175	2,4-D(2,4-PA)					6.8E+2			677.1
176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)							1.1E+4	10,768.6
177	ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)								
178	1,2-ジクロロプロパン							2.7E+1	26.7
179	D-D					9.7E+2			970.0
180	3,3'-ジクロロベンジジン								
181	ジクロロベンゼン	1.4E-1					5.8E+2	6.2E+4	62,888.6
182	ピラゾキシフェン					5.5E+1			55.0

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬	農業用以外殺虫剤	その他	
183	ピラゾレート					2.6E+3			2,644.8
184	ジクロベニル (DBN)					1.8E+2			178.3
185	ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225)							2.6E+2	259.5
186	ジクロロメタン (塩化メチレン)	1.7E+4						1.3E+1	16,515.7
187	ジチアノン					5.5E+2			546.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン								
189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチア ゾールスルフェンアミド								
190	ジシクロペンタジエン	1.7E-4							0.0
191	イソプロチオラン					1.4E+2			144.0
192	エディフェンホス (EDDP)								
193	エチルチオメトン (ジスルホトン)								
194	ホサロン								
195	プロチオホス					6.0E+2			597.0
196	メチダチオン (DMTP)					3.6E+1			36.0
197	マラソン (マラチオン)					1.7E+2			173.0
198	ジメエート								
199	CIフルオレスセント260								
200	ジニトロトルエン								
201	2,4-ジニトロフェノール								
202	ジビニルベンゼン								
203	ジフェニルアミン	6.2E-1							0.6
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン	1.0E-4						4.0E-4	0.0
206	カルボスルファン								
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	6.1E+0						2.1E+2	212.3
208	2,4-ジ-tert-ブチルフェノール								

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
209	ジプロモクロロメタン							3.8E+2	382.0
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド								
211	ジプロモテトラフルオロエタン(ハロン-2402)								
212	アセフェート					4.3E+2			425.0
213	N,N-ジメチルアセトアミド	1.6E+2						5.0E-1	160.6
214	2,4-ジメチルアニリン								
215	2,6-ジメチルアニリン								
216	N,N-ジメチルアニリン	3.1E-3							0.0
217	チオシクラム								
218	ジメチルアミン	4.5E-1						4.1E-3	0.5
219	ジメチルジスルフィド								
220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩								
221	ベンフラカルブ					6.0E+1			60.0
222	フェノチオカルブ								
223	N,N-ジメチルドデシルアミン								
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	8.0E+0			1.1E+4			9.4E+1	11,086.4
225	トリクロルホン(DEP)						7.3E+0		7.3
226	1,1-ジメチルヒドラジン								
227	パラコートジクロリド(パラコート)					4.4E+2			440.0
228	3,3'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイル = ジイソシアネート								
229	チオファネートメチル					3.8E+3			3,821.1
230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン								
231	3,3'-ジメチルベンジジン(o-トリジン)								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	8.6E+3							8,559.6
233	フェントエート(PAP)					1.4E+2			140.0
234	臭素	4.5E-2							0.0

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
235	臭素酸の水溶性塩	1.2E-4							0.0
236	アイオキシニル					2.4E+2			240.0
237	水銀及びその化合物	3.6E-1						4.9E+1	49.6
238	水素化テルフェニル								
239	有機スズ化合物	2.6E+0							2.6
240	スチレン	1.9E+3	1.4E+4	3.5E+2				4.1E+2	17,013.1
241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエ ステルナトリウム塩								
242	セレン及びその化合物	2.0E-3						1.2E+2	115.5
243	ダイオキシン類							6.4E+2	635.3
244	ダゾメット					1.1E+4			10,904.5
245	チオ尿素	7.9E-5						4.4E-4	0.0
246	チオフェノール								
247	ピラクロホス								
248	ダイアジノン					5.2E+2	6.8E-1		520.7
249	クロルピリホス					1.3E+3			1,304.0
250	イソキサチオン					2.4E+2			236.0
251	フェニトロチオン (MEP)					3.1E+3	1.7E+2		3,275.6
252	フェンチオン (MPP)						7.4E+1		73.6
253	プロフェノホス								
254	イプロベンホス (IBP)								
255	デカブロモジフェニルエーテル	3.6E-1							0.4
256	デカン酸						6.5E-2		0.1
257	デシルアルコール					1.1E+2			112.3
258	ヘキサメチレンテトラミン	1.0E+0						9.0E+3	9,033.0
259	テトラエチルチウラムジスルフィド	3.5E+0							3.5
260	クロロタロニル (TPN)					7.6E+2			763.0

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
261	フサライド					4.5E+2			454.5
262	テトラクロロエチレン	1.6E+3						3.3E+1	1,601.4
263	テトラクロロジフルオロエタン (CFC-112)								
264	2,3,5,6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン								
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸								
266	テフルトリン					1.1E+1			11.0
267	チオジカルブ					7.9E+1			79.0
268	チウラム (チラム)	8.0E+0				4.9E+2			498.0
269	イソフィトール								
270	テレフタル酸	2.7E-5						6.8E-5	0.0
271	テレフタル酸ジメチル								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	2.4E+0				1.2E+1		7.9E+1	93.3
273	1-ドデカノール	1.1E-1						7.4E+0	7.5
274	tert-ドデカンチオール								
275	ドデシル硫酸ナトリウム	5.9E+2			2.2E+4			4.1E+3	26,450.8
276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン	9.0E-1						2.7E+0	3.6
277	トリエチルアミン	9.2E+1						3.9E+1	131.7
278	トリエチレンテトラミン	2.8E+0						1.3E+1	15.5
279	1,1,1-トリクロロエタン								
280	1,1,2-トリクロロエタン								
281	トリクロロエチレン	4.5E+3						4.4E+1	4,545.4
282	トリクロロ酢酸	5.6E-1						2.3E+0	2.8
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
284	トリクロロトリフルオロエタン (CFC-113)								
285	クロロピクリン					1.7E+3			1,724.0
286	トリクロピル					2.7E+2			273.0

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
287	2,4,6-トリクロロフェノール								
288	トリクロロフルオロメタン (CFC-11)							8.5E+3	8,524.0
289	1,2,3-トリクロロプロパン								
290	トリクロロベンゼン								
291	イソシアヌル酸トリグリシジル								
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					2.1E+2			207.2
294	2,4,6-トリブromoフェノール								
295	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1.4E+4	1.8E+4					1.5E+3	33,377.8
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	6.3E+3	1.5E+4	1.9E+4				7.7E+2	41,939.4
298	トリレンジイソシアネート	2.4E+0							2.4
299	トルイジン	9.4E-3						1.8E-3	0.0
300	トルエン	1.1E+5	2.7E+5	9.0E+4				1.2E+4	485,110.2
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	1.3E+3	2.3E+2					8.1E+2	2,317.1
303	1,5-ナフタレンジイソシアネート								
304	鉛	1.0E-1							0.1
305	鉛化合物	2.9E+0						1.4E+2	147.0
306	二アクリル酸ヘキサメチレン	5.3E-2							0.1
307	二塩化酸化ジルコニウム								
308	ニッケル	6.3E-2						7.6E-2	0.1
309	ニッケル化合物	5.8E+0						4.3E+2	432.6
310	ニトリロ三酢酸								
311	o-ニトロアニソール								
312	o-ニトロアニリン								

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
313	ニトログリセリン								
314	p-クロロニトロベンゼン								
315	o-ニトロトルエン								
316	ニトロベンゼン	1.4E-1							0.1
317	ニトロメタン	3.9E-2							0.0
318	二硫化炭素	3.5E-1						1.2E-2	0.4
319	1-ノナノール								
320	ノニルフェノール	3.3E-2						1.1E-1	0.1
321	バナジウム化合物	3.8E-2						9.4E+1	94.3
322	CIディスパーズブルー 79:1	9.1E+0						9.1E+0	18.2
323	シメリン								
324	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン								
325	オキシ銅					3.3E+2			330.0
326	クロフェンチジン								
327	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン								
328	ジラム	5.9E-1						6.1E-1	1.2
329	ポリカーバメート							9.1E+1	91.3
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペ ルオキシド	2.8E+0						1.2E-1	2.9
331	カズサホス					6.6E+1			66.0
332	砒素及びその無機化合物	2.3E-5						2.1E+1	20.6
333	ヒドラジン	1.1E+0							1.1
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル								
335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド								
336	ヒドロキノ	1.5E+0						8.4E-1	2.3
337	4-ビニル-1-シクロヘキセン								
338	2-ビニルピリジン								

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
339	N-ビニル-2-ピロリドン								
340	ビフェニル								
341	ビベラジン								
342	ピリジン	3.2E-1						3.9E-2	0.4
343	ピロカテコール	6.2E-4							0.0
344	フェニルオキシラン								
345	フェニルヒドラジン								
346	2-フェニルフェノール							1.3E+2	131.8
347	N-フェニルマレイミド								
348	フェニレンジアミン								
349	フェノール	2.6E+1						7.9E+0	34.1
350	ペルメトリン					5.3E+1	1.5E+2		202.7
351	1,3-ブタジエン		1.3E+4					5.6E+2	13,681.5
352	フタル酸ジアリル								
353	フタル酸ジエチル								
354	フタル酸ジ-n-ブチル	1.2E+1		3.6E+2				1.1E+1	384.5
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1.6E+2						8.4E+0	164.0
356	フタル酸n-ブチル=ベンジル	3.3E+0							3.3
357	ブプロフェジン					5.6E+2			560.5
358	テブフェノジド					1.3E+2			128.8
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエー テル								
360	ペノミル					2.6E+3			2,585.0
361	シハロホップブチル					7.8E+1			78.0
362	ジアフェンチウロン								
363	オキサジアゾン					8.0E+0			8.0
364	フェンピロキシメート					5.8E+1			58.0

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
365	ブチルヒドロキシアニソール								
366	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド								
367	o-sec-ブチルフェノール								
368	4-tert-ブチルフェノール	1.4E-1						5.5E-2	0.2
369	プロパルギット (BPPS)					6.0E+1			60.0
370	ピリダベン					1.6E+2			155.0
371	テブフェンピラド								
372	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾール スルフェンアミド	7.3E+0							7.3
373	2-tert-ブチル-5-メチルフェノール								
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	4.4E+2						2.0E+4	19,970.8
375	2-ブテナール								
376	ブタクロール					4.4E+1			44.0
377	フラン								
378	プロピネブ					3.5E+2			350.0
379	2-プロピン-1-オール								
380	ブロモクロロジフルオロメタン (ハロン- 1211)								
381	ブロモジクロロメタン							3.1E+2	308.6
382	ブロモトリフルオロメタン (ハロン- 1301)								
383	プロマシル					1.1E+3			1,069.5
384	1-ブロモプロパン	3.0E+3							3,000.6
385	2-ブロモプロパン								
386	ブロモタン					8.8E+3			8,788.8
387	酸化フェンブタズ								
388	エンドスルファン (ベンゾエピン)								
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム= クロリド	1.1E+1			1.1E+3			7.7E+1	1,237.6
390	ヘキサメチレンジアミン								

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬	農業用以外殺虫剤	その他	
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	6.1E-1							0.6
392	n-ヘキサン	2.4E+4	4.3E+4					3.6E+3	71,182.3
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物							2.1E+1	20.9
395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	2.5E+0							2.5
396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS)								
397	ベンジリジン=トリクロリド								
398	ベンジル=クロリド	3.3E-3							0.0
399	ベンズアルデヒド	1.3E-3	4.2E+3					1.3E+2	4,362.9
400	ベンゼン	1.4E+3	6.7E+4					5.3E+3	73,408.0
401	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	2.2E-6							0.0
402	メフェナセツト					3.5E+0			3.5
403	ベンゾフェノン	2.2E-3						9.7E-4	0.0
404	ペンタクロロフェノール (PCP)								
405	ほう素化合物	1.1E+2					3.3E+1	3.7E+4	37,327.2
406	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB)								
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル (C:12-15及びその混合物)	5.0E+3			2.5E+5			2.8E+4	286,631.0
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル エーテル	6.2E+1			4.4E+2			6.8E+3	7,293.6
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル 硫酸エステルナトリウム	2.2E+2			4.9E+4			2.7E+4	76,688.4
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニル エーテル	5.2E+2			7.6E+2			1.1E+4	12,727.3
411	ホルムアルデヒド	1.4E+4	5.2E+4					4.4E+3	70,133.6
412	マンガン及びその化合物	2.5E+0						6.0E+1	62.5
413	無水フタル酸	2.0E+0							2.0
414	無水マレイン酸	1.9E-2						9.6E-7	0.0
415	メタクリル酸	2.3E+1						3.6E-1	23.3
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	1.9E+0						3.7E-3	1.9

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

政令 番号	政令名（別名） 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル								
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	1.0E-3						3.1E-3	0.0
419	メタクリル酸n-ブチル								
420	メタクリル酸メチル	3.8E+2						9.7E+1	477.6
421	4-メチリデンオキセタン-2-オン								
422	フェリムゾン					5.6E+2			556.0
423	メチルアミン	1.4E-4						3.1E-6	0.0
424	メチル=イソチオシアネート								
425	イソプロカルブ (MIPC)								
426	カルボフラン								
427	カルバリル (NAC)					6.0E+1	1.6E+2		221.8
428	フェノブカルブ (BPMC)					2.4E+1	2.1E+2		236.8
429	ハロスルフロンメチル					1.8E+0			1.8
430	インドキサカルブ								
431	アゾキシストロビン					1.7E+2			168.2
432	アミトラズ					9.2E+2			920.0
433	カーバム					3.5E+2			350.0
434	オキサミル								
435	ピリミノバックメチル					4.3E+2			429.6
436	α-メチルスチレン								
437	3-メチルチオプロパナール								
438	メチルナフタレン	4.7E+0						1.4E+2	141.1
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペル オキシド	1.1E-1						5.3E-1	0.6
441	ジノセブ (DNBP)								
442	メプロニル								

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

政令 番号	政令名（別名） 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
443	メソミル					9.0E+1			90.0
444	トリフロキシストロビン					5.9E+2			589.6
445	クレソキシムメチル					1.0E+2			100.0
446	4,4'-メチレンジアニリン								
447	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジ イソシアネート	6.2E-1							0.6
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシ アネート	5.1E+1							50.7
449	フェンメディファム								
450	ピリブチカルブ								
451	2-メトキシ-5-メチルアニリン								
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	4.2E+0							4.2
453	モリブデン及びその化合物	1.3E+0						9.8E+1	99.7
454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	3.4E-1							0.3
455	モルホリン	4.2E+1						1.6E+2	200.8
456	リン化アルミニウム								
457	ジクロルボス (DDVP)						8.1E+2		812.5
458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)								
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							1.5E-1	0.1
460	りん酸トリトリル	7.7E-1							0.8
461	りん酸トリフェニル	4.7E+0						9.1E+0	13.8
462	りん酸トリ-n-ブチル	6.6E-5						2.8E-4	0.0
合 計		3.4E+5	7.3E+5	3.7E+5	4.6E+5	3.0E+5	2.7E+3	4.4E+5	2,646,779.4

注1) 243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2) 「移動体」の排出量の一部は、都道府県別に区分できないため、都道府県合計と全国合計は一致しない物質があります。